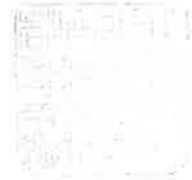




建 住 第 1 4 1 6 号  
平 成 2 8 年 6 月 1 日

一般社団法人岩手県建築士会会長  
一般社団法人岩手県建築士事務所協会会長 } 様

岩手県県土整備部建築住宅課総括課長



建築基準法施行細則の一部を改正する規則の施行について

建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成 28 年岩手県規則第 50 号）については、平成 28 年 5 月 31 日をもって公布され、附則の定めるところにより平成 28 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

つきましては、この規則の施行が円滑に行われるよう、関係者に対して周知していただくようお願いします。

記

1 改正の趣旨

定期報告制度の見直しに係る建築基準法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするもの。

2 改正の内容

(1) 定期報告対象となる建築物及び建築設備等及びこれらに係る調査、報告する時期を定めること。（第 9 条、第 10 条関係）

(2) 定期報告の対象となる小荷物専用昇降機及び防火設備に係る経過措置となる調査及び報告時期を定めること。（附則関係）

3 施行期日

平成 28 年 6 月 1 日から施行すること。（附則関係）

担当：建築指導担当 佐々木辰治

電話：019-629-5935

E-mail：Tatsu-s@pref.iwate.jp





建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
<p>第6条及び第7条 [略]</p> <p>(意見の聴取請求書)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p>第9条 法第12条第1項の知事が指定する建築物は、次の表の(い)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の(ろ)欄に掲げる階にあるもの(3階以上の階又は地階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。)又はその用途に供する部分の床面積の合計が同表の(は)欄に掲げる面積に該当するものとし、省令第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、同表の(い)欄に掲げる用途に供する建築物の区分に応じ、同表の(に)欄に掲げる時期とする。</p>				<p>第6条 [略]</p> <p>(意見の聴取請求書)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(建築物の定期報告)</p> <p>第8条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる階にあるもの(地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。)又はその用途に供する部分の床面積の合計が同表の右欄に掲げる面積に該当するものとする。</p>		
	(い)	(ろ)	(は)	用途	階	面積
	用途	(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計	報告する時期		
劇場、映画館又は演芸場	3階以上の階、主階が1階にないもの又は地階	客席の部分が200平方メートル以上のもの	昭和54年を始期として3年ごとの4月1日以降における	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場(これらのうち避難階(政令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみをその用途に供するものに限る。)		客席の部分が200平方メートル以上のもの
観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	3階以上の階又は地階	客席の部分が200平方メートル以上のもの	調査によりその年の9月30日まで			
病院、診療所(患者の	3階以上の階又は地階	2階の部分が300平方メ		共同住宅、寄宿舎若しくは児童福祉	地階又は3階以上の階	2階の部分が300平方メートル以上

収容施設を有するものに限る。)		メートル以上		施設等（政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。次項において同じ。）（これらのうち高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号）第1第2項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途をいう。）に供するものを除く。）又は下宿	のもの
又は児童福祉施設等					
旅館又はホテル	3階以上の階又は地階	2階の部分 が300平方メートル以上 のもの	昭和55年を始期として3年ごとの4月1日以		
博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	3階以上の階又は地階	2,000平方メートル以上 のもの	降における調査によりその年の9月30日まで		
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以下のものを除く。）	3階以上の階又は地階	2階の部分 が500平方メートル以上 のもの			
下宿、共同住宅又は寄宿舎	3階以上の階又は地階	2階の部分 が300平方メートル以上	昭和56年を始期として3年ごとの		

		のもの	4月1日以
学校又は体 育館	3階以上の 階又は地階	2,000平方メ ートル以上 のもの	降における 調査により その年の9 月30日まで
事務所その 他これに類 するもの（ 階数が5以 上で延べ面 積が1,000平 方メートル を超えるも のに限る。 ）	3階以上の 階又は地階		

2 法第12条第1項に規定する所有者は、省令別記第三十六号の二の四様式及び省令別記第三十六号の二の五様式並びに省令第5条第3項の調査結果表に知事が別に定める図書を添え

学校又は学校に附 属する体育館	地階又は3階以上 の階	2,000平方メート ル以上のもの	
体育館（学校に附 属するものを除く 。）、博物館、美 術館、図書館、ボ ーリング場、スキ ー場、スケート場 、水泳場又はスポ ーツの練習場（こ れらのうち避難階 のみをその用途に 供するものを除く 。）	地階		
体育館（学校に附 属するものを除く 。）、博物館、美 術館、図書館、ボ ーリング場、スキ ー場、スケート場 、水泳場又はスポ ーツの練習場（こ れらのうち避難階 のみをその用途に 供するものに限る 。）		2,000平方メート ル以上のもの	
事務所その他これ に類するもの（階 数が5以上で延べ 面積が1,000平方 メートルを超える ものに限る。）	地階又は3階以上 の階		

2 法第12条第1項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表の右欄に定める時期とする。

て所管する局長に提出しなければならない。

用途	時期
劇場、映画館、演芸場、観覧場 (屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	昭和54年を始期として 3年ごとの4月1日以降における調査により
病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る。) 又は児童福祉施設等	その年の9月30日まで
ホテル又は旅館	昭和55年を始期として
博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	3年ごとの4月1日以降における調査により その年の9月30日まで
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以下のものを除く。)	
共同住宅、寄宿舎又は下宿	昭和56年を始期として
学校又は体育館	3年ごとの4月1日以降における調査により
事務所その他これに類するもの(階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。)	その年の9月30日まで

3 第1項に規定する知事が指定する建築物の廃止又は使用の休止(当該建築物について、最後に法第12条第1項の規定による報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の翌日以降の日までの休止に限る。)をしたときは、遅滞なく別に定める様式による建築物等廃止(休止)届により所管する局長に届け出なければならない。

4 前項の規定による休止の届出をした建築物については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該届出の日から当該建築物に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第1項の規定による報告を要しない。

5 第3項の規定による休止の届出をした建築物を再び使用し

3 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして同項の政令で定める建築物及び第1項の知事が指定する特定建築物の所有者(同条第1項に規定する所有者をいう。)は、当該建築物又は特定建築物の使用の廃止又は休止(当該休止の期間が、最後に同条第1項の規定による報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の翌日以降にわたる場合に限る。)をしたときは、遅滞なく別に定める様式による建築物等使用廃止(休止)届により所管する局長に届け出なければならない。

4 前項の規定による休止の届出をした建築物又は特定建築物については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該届出の日から当該建築物又は特定建築物に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第1項の規定による報告を要しない。

5 法第12条第1項に規定する所有者は、第3項の規定による

ようとするときは、使用を再開する日の前日までに、別に定める様式による建築物等再使用届に第2項に規定する図書を添えて所管する局長に届け出なければならない。

(建築設備等の定期報告)

**第10条** 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、エレベーター及びエスカレーター（いずれも一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。）並びに前条第1項に規定する建築物の建築設備で次に掲げるものとする。

- (1) 換気設備（機械換気設備又は中央管理方式の空調設備で法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により政令で定められた技術的基準に従って設けられたものに限る。）
- (2) 排煙設備（排煙口に煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置若しくは排煙機で法第35条の規定により政令で定められた技術的基準に従って設けられたものに限る。）
- (3) 非常用の照明装置（法第35条の規定により政令で定められた技術的基準に従って設けられたものに限る。）

**2** 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機等は、政令第138条第2項各号に掲げるものとする。

**3** 省令第6条第1項の知事が定める時期は、毎年建築設備等を設置した日の属する月に相当する月の初日以降における検査により当該初日から3月を経過する日までとする。

**4** 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を

休止の届出をした建築物又は特定建築物を再び使用しようとするときは、使用を再開する日の前日までに、別に定める様式による建築物等再使用届に省令第5条第3項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表を添えて所管する局長に届け出なければならない。

(特定建築設備等の定期報告)

**第9条** 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、政令第16条第1項各号に掲げる建築物又は前条第1項に規定する特定建築物に設ける特定建築設備等で次に掲げるもの（第4号に掲げる防火設備にあっては、同項に規定する特定建築物に設けるものに限る。）とする。

- (1) 換気設備（機械換気設備又は中央管理方式の空調設備で法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により政令で定められた技術的基準に従って設けられたものに限る。次項において同じ。）
- (2) 排煙設備（排煙口に煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置若しくは排煙機で法第35条の規定により政令で定められた技術的基準に従って設けられたものに限る。次項において同じ。）
- (3) 非常用の照明装置（法第35条の規定により政令で定められた技術的基準に従って設けられたものに限る。次項において同じ。）
- (4) 防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。次項において同じ。）

**2** 法第12条第3項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる特定建築設備等の区分に応じ、同表の右欄に定める時期とする。

特定建築設備等	時期
昇降機	毎年設置した日の属する月に相当する月の初日以降における検査により当該初日から3月を経過する日まで
換気設備、排煙設備、非常用の照明装置又は防火設備	毎年4月1日以降における検査によりその年の9月30日まで

**3** 前条第3項から第5項までの規定は、法第12条第3項の政

含む。)に規定する所有者は、第1項のエレベーター若しくはエスカレーター又は政令第138条第2項第1号に掲げるものの所有者にあっては省令別記第三十六号の三様式及び省令別記第三十六号の三の二様式並びに省令第6条第3項の検査結果表に知事が別に定める図書を添えて、政令第138条第2項第2号又は第3号に掲げる遊戯施設の所有者にあっては省令別記第三十六号の三の三様式及び省令別記第三十六号の三の四様式並びに省令第6条第3項の検査結果表に知事が別に定める図書を添えて、建築設備で第1項各号に掲げるものの所有者にあっては省令別記第三十六号の四様式及び省令別記第三十六号の四の二様式並びに省令第6条第3項の検査結果表に知事が別に定める図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

5 第1項に規定する知事が指定する建築設備及び第2項に規定する知事が指定する昇降機等(以下「建築設備等」という。)の廃止又は使用の休止(当該建築設備等について、最後に法第12条第3項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年を経過する日の翌日以降の日までの休止に限る。)をしたときは、遅滞なく建築物等廃止(休止)届により所管する局長に届け出なければならない。

6 前項の規定による休止の届出をした建築設備等については、第1項から第4項までの規定にかかわらず、当該届出の日から当該建築設備等に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第3項の規定による報告を要しない。

7 第5項の規定による休止の届出をした建築設備等を再び使用しようとするときは、使用を再開する日の前日までに、建築物等再使用届に第4項に規定する図書を添えて所管する局長に届け出なければならない。

令で定める特定建築設備等及び第1項の知事が指定する特定建築設備等の使用の廃止若しくは休止又は再開について準用する。この場合において、これらの規定中「法第12条第1項」とあるのは「法第12条第3項」と、前条第3項中「同条第1項の規定による」とあるのは「同条第3項の規定による」と、「3年」とあるのは「1年」と、同条第5項中「省令第5条第3項本文」とあるのは「省令第6条第3項本文」と、「定期調査報告概要書」とあるのは「定期検査報告概要書」と、「調査結果表」とあるのは「検査結果表」と読み替えるものとする。

#### (工作物の定期報告)

第10条 法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告の時期は、毎年法第88条第1項に規定する昇降機等(次項において「昇降機等」という。)を設置した日の属する月に相当する月の初日以降における検査により当該初日から3月を経過する日までとする。

2 第8条第3項から第5項までの規定は、昇降機等の使用の廃止若しくは休止又は再開について準用する。この場合において、これらの規定中「法第12条第1項」とあるのは「法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項」と、第8条第3項中「同条第1項」及び「同項」とあるのは「法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項」と、「3年」とあるのは「1年」と、同条第4項中「第1



(書類の経由)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる省令又はこの規則に規定する同表右欄に掲げる申請書等(当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。)の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

条 項	申請書等
[略]	
省令第4条の16第2項	[略]

項及び第2項」とあるのは「第1項」と、同条第5項中「省令第5条第3項本文」とあるのは「省令第6条の2の2第3項本文」と、「定期調査報告概要書」とあるのは「定期検査報告概要書」と、「調査結果表」とあるのは「検査結果表」と読み替えるものとする。

(書類の経由)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる省令又はこの規則に規定する同表の右欄に掲げる申請書等(当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。)の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

条 項	申請書等
[略]	
省令第4条の16第2項	[略]
省令第5条第3項	定期調査報告書(省令別記第三十六号の二様式)及び定期調査報告概要書(省令別記第三十六号の三様式)
省令第6条第3項及び第6条の2の2第3項	定期検査報告書(昇降機)(省令別記第三十六号の四様式)及び定期検査報告概要書(昇降機)(省令別記第三十六号の五様式)
省令第6条第3項	定期検査報告書(建築設備(昇降機を除く。))(省令別記第三十六号の六様式)及び定期検査報告概要書(建築設備(昇降機を除く。))(省令別記第三十六号の七様式)
	定期検査報告書(防火設備)(省令別記第三十六号の八様式)及び定期検査報告概要書(防火設備)(省令別記第三十六号の九様式)
省令第6条の2の2第3項	定期検査報告書(遊戯施設)(省令別記第三十六号の十様式)及び定期検査報告概要書(遊戯施設)(省令別記第三十六号の十一様式)

省令第8条第1項	[略]
[略]	
第8条	[略]
第9条第2項	定期調査報告書（省令別記第三十六号の二の四様式）及び定期調査報告概要書（省令別記第三十六号の二の五様式）並びに調査結果表
第9条第3項	建築物等廃止（休止）届
第9条第5項	[略]
第10条第4項	定期検査報告書（昇降機）（省令別記第三十六号の三の様式）及び定期検査報告概要書（昇降機）（省令別記第三十六号の三の二様式）並びに検査結果表 定期検査報告書（遊戯施設）（省令別記第三十六号の三の三様式）及び定期検査報告概要書（遊戯施設）（省令別記第三十六号の三の四様式）並びに検査結果表 定期検査報告書（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。））（省令別記第三十六号の四様式）及び定期検査報告概要書（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。））（省令別記第三十六号の四の二様式）並びに検査結果表
第10条第5項	建築物等廃止（休止）届
第10条第7項	建築物等再使用届

省令第8条第1項	[略]
[略]	
第7条	[略]
第8条第3項（第9条第3項及び第10条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）	建築物等使用廃止（休止）届
第8条第5項（第9条第3項及び第10条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）	[略]

第11条	[略]	第11条	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第8条第3項及び第5項（これらの規定を改正後の規則第9条第3項及び第10条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する届について適用し、施行日前に提出した届については、なお従前の例による。
- 3 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号。以下「一部改正省令」という。）附則第2条第4項に規定する小荷物専用昇降機に係る改正後の規則第9条第2項の規定は、平成30年度における検査及び当該検査結果の報告から適用する。
- 4 換気設備、排煙設備又は非常用の照明装置（改正後の規則第9条第1項第1号から第3号までに掲げる換気設備、排煙設備又は非常用の照明装置をいう。次項において同じ。）に係る同条第2項の規定は、平成29年度における検査及び当該検査結果の報告から適用し、平成28年度における検査及び当該検査結果の報告については、なお従前の例による。
- 5 施行日から平成29年3月31日までの間において換気設備、排煙設備又は非常用の照明装置の使用を休止した場合における改正後の規則第9条第3項において読み替えて準用する改正後の規則第8条第3項の規定の適用については、同項中「最後に同条第3項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年を経過する日の翌日」とあるのは、「平成29年9月30日」とする。
- 6 一部改正省令附則第2条第4項に規定する防火設備（次項に規定する防火設備を除く。）に係る改正後の規則第9条第2項の規定の適用については、平成31年3月31日までの間は、同項中「毎年4月1日以降における検査によりその年の9月30日」とあるのは、「平成28年6月1日から同年9月30日まで、平成29年4月1日から同年9月30日まで又は平成30年4月1日から同年9月30日までのいずれかの期間における検査により当該検査をした年の9月30日」とする。
- 7 一部改正省令附則第2条第4項に規定する防火設備（高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号）第3第2号に掲げる建築物に設けるものに限る。）に係る改正後の規則第9条第2項の規定は、平成30年度における検査及び当該検査結果の報告から適用する。
- 8 改正後の規則に規定する別に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

